



114  
A1799  
2



新編之貨幣

大正十一年四月  
侯爵郵寄贈

以之紙幣取替之於後之故我政府於漸次  
 増益を爲す國用ニ供補し且外國貿易を盛大  
 ありしを免むの爲之全新種之貨幣を發行  
 し在來之貨幣ニ増加せし事を決定し  
 今我政府は漸次増益を爲す國用ニ供補し  
 且外國貿易を盛大ありしを免むの爲之全新  
 新種之貨幣を發行し在來之貨幣  
 増加せし事を決定し

民部



右表の如き貨幣の本位をあるものハ其三重目  
者我七百或分或層五九ニ則英國のトロイ重量  
四百十六ケレインニ當りて減する事  
あり其質純銀十分之九ニ銀質一分ニ墨土是哥  
ドルラルと同品位ニ有之也

新規表の如き貨幣の本位をあるものハ  
其重量トロイ斤四百十六ケレインニ減する事  
あり其質純銀十分之九ニ銀質一分ニ墨土  
是哥ドルラルと同品位ニ有之也

ベニ

尚別ニ四等之銀貨を同様の鑄造可致而して  
其定重量を以て精密に測定をいたさば  
大凡其一者我重量同三分六分毫層或元九六  
則英國のトロイ重量  
二百八ケレインニ當りて減する事  
あり其三者同七分或層或元五九同  
則英國のトロイ重量  
減する事  
其四者同三分六層毫或元九同  
則英國のトロイ重量  
減する事  
あり且銀貨を何れも十分ノ八ニ有之也

右本位銀貨を分割して更に細小の銀貨を  
製造すべし其小貨の定額未だ細精の  
指定せざるも概して如くあるべし

五十セント貨

トロイ斤二百八グレイニヨリ減せず  
銀質十分ノ八

二十五セント貨

同 百四グレイニヨリ減せず

十セント貨

同 四十一グレイニ六十ヨリ減せず

五セント貨

同 二十グレイニ八十ヨリ減せず

尤右等之貨幣を便利とする為ニ製造を事

手唯此少之勘定而已之を用ひ又金貨幣  
を製造可致其定額未だ細密に指定せざる  
も三等ニして其一本位銀貨を十箇ニ當り  
其二と同五箇ニ當り其一本位銀貨を十箇ニ當り  
してこれとまゝに便利を為し製造等ノ事  
亦此少之定額未だ拂方而已之を用ひ尤精  
石人之注意ニテ大定額高率此金貨を  
請負事ノ事勝手改めたる事又本位銀貨を

百分一及び千分の一當り 銅貨を以て鑄造す

是等之貨幣を便利之爲め之を造す

者一之唯此千分一之金を以て拂ふ爲め之を用ふ

又舊貨幣を以て鑄造すべし 其金貨を以て

位銀貨を以て十箇五箇二箇ある者一之唯

便利之爲め之を用ふべし

其定章未だ細密に決定せざることし 銅貨を以て

均一之造す事爲拂分ニ而已之を用ふべし

然も強も之を存意にす 大なる金を以て

取しと欲せざる勝手ありたるべし

又本位銀貨を以て百分一及び千分一當り銅貨

を以て鑄造すべし

右何事も造幣之儀を我政府控ふるべき處 西洋

人並年初頭來り着す事有り着す事あり 細密に

取極めの中より者あり我造幣事務に勤務し其職

業を我政府に決定し之を量同様に流通し之を

幣を鑄造する事は至極重要にして其詳細を裁き  
新造幣寮開展以前布告し致且十月  
布告ありき之を要易に在り事なきは要易に  
為す小に於て西洋各國と同極細密ありを  
先んて我政府に於て示すに在り

右造幣寮に在りて來年初頭歐羅巴に官我  
政府に為る未着すを以て着成り  
貨幣鑄造一條を細密に極むし其士

官を造幣寮に勤務し其主なる職業ハ  
我政府に決定し多量同種貨幣を  
貨幣を鑄造するに在り其詳密に保ち  
新造幣寮開展以前布告すべし  
且十月に布告すべし之を要易に在り  
此要易を為すに於て歐羅巴各國と同極  
細密ありを證せん其を我政府に在り  
幣を鑄造すべし

我慶應二年<sup>四月</sup>則西洋千八百二十六年第六月  
 之條約。既に我政府は積造費用之為之  
 法に在り分割之儀を我外務省に各國に  
 照議決定之上於報知可及及又債券之地  
 也法に於て三十日を延延せざる様  
 之を古源一也 地重及他國之債券又之を今  
 通用式に存在せる我國債券を不括之を我  
 新債券に引替之物とするもの也何れ之人も

其不括之債券を公然に造幣案に於て其重  
 之債を取之證し之を古源一也 積造之費用を  
 差引 殊高之通商寸之寸丈之新債券を造  
 之に古源一也 然るに我政府は積造之費用  
 之債を以舊債券を新債券と引替源す  
 之を肯也然るに

千八百二十六年第六月條約に據り我政府は積  
 造費用之為之に法に在り分割之儀を我

高様也。事を欲す。若し我政府は於て是を以て  
費用を法廷に事し。海を急し。先其印を鑄  
造之。彫刻を三分に減せ。其を極定せ。ん。等  
又貨幣に地を重し。法廷に於て。後三年に  
遷延せ。其様造幣。案を以て。法廷に  
也。

地事及他國之貨幣。又一方今通用或存  
在。其日本貨幣。を不持之。を日本に

新化幣中。引取んと欲す。其の如何なる  
人多し。其不持之。貨幣を造幣案に  
出。其重銀。を法廷に。法廷に  
高。其鑄造費用。を法廷に。其高に  
適。尚す。其。又。新。他。幣。中。を  
法廷に。然。其。政府。に。其。名。用  
。其。價。を。定。め。る。舊。幣。中。を  
新。貨。幣。に。引。取。消。す。事。を。肯。す。也。

不取

大藏省

我政府之主義を新貨幣を以て之を以て  
せしむ且國之於金に依り漸く舊貨幣を  
取除けしむ意あり是を以て然るに之を  
除く敢て急劇ある處を施さず左に舊  
貨幣を我國人要用あり官に通用せしむ  
るに且外國人より是迄に通ずる税に相收り  
る支費之類又亦信に新貨幣を税銀拂

方之類の助を墨是哥ドル同等之價を  
以て之を政府に請ふ事及此取上りて之を以て  
此以上

十一月

大輔

卿 津海

各國公使閣下

我政府之存意に於て新貨幣之行は

民部



方を意取一の一一切了上注意一國之  
報告依一漸一舊借券を元除ありと  
期を了あふり然るても舊借券を一を  
除之為免一敢て急劇一あり一急一急一施  
さる事一を決定せり

舊借券一を日本人一不用あり一百を面  
せ一む一且外國人一を一呈送一之由  
收税寸一又一信一新借券一稅

金拂方一用ゆとも妨あり一但稅收拂  
方一用ゆとも特々墨一是等一トル一同等  
價を以之を政府一法一

大少函連名

各二三三三

姓名貴下

